

政策目的随意契約による物品等の調達について（契約前公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第100条第2項第2号の規定により公表する。

令和7年3月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約する内容

（1）業務の名称

令和7年度障害者相談センター清掃業務委託

（2）業務の内容

障害者相談センター（富山市下飯野70番4号）内の清掃

※ 詳細は別紙仕様書のとおり

（3）業務実施時期

令和7年4月1日～令和8年3月31日

（4）担当課及び履行箇所

履行箇所：障害者相談センター（富山市下飯野70番4号）

担当課：富山県厚生部障害福祉課管理係

連絡先：TEL 076-444-3211、FAX 076-444-3494

2 契約相手方の選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設であって、富山県内に所在していること。

3 契約相手方の決定方法

（1）見積合わせをし、最低価格を提示した施設と契約する。

（2）見積の提出が1施設のみであった場合は、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

（1）提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時

（2）提出先

住 所：富山市新総曲輪1－7

所 属：富山県厚生部障害福祉課 管理係

連絡先：TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494